

福岡県公報

平成十九年二月二十八日
第二千六百四十七号
増刊 ①

目次

条 例

○福岡県部制条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………六
○福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………六
○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………七
○福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………一
○福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………一
○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………一
○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………二
○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(人事課)	……………二
○長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例	(管財課)	……………一四
○災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例	(消防防災安全課)	……………一四
○福岡県国民保護対策本部及び福岡県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例	(消防防災安全課)	……………一六

○福岡県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例	(九州国立博物館室)	……………一七
○福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例	(障害者福祉課)	……………一七
○福岡県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する等の条例	(健康対策課)	……………一九
○福岡県立病院使用料及び手数料条例及び福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(県立病院課)	……………二〇
○福岡県立もち文化センター条例の一部を改正する条例	(生活文化課)	……………二一
○福岡県産炭地労働者体育施設条例を廃止する条例	(労働政策課)	……………二一
○福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例	(商工政策課)	……………二一
○福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	(道路維持課)	……………二一
○福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	(港湾課)	……………二三
○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例	(建築都市管理課)	……………二三
○福岡県福祉のまちづくり基金条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	……………二四
○福岡県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅管理課)	……………二五
○福岡県立図書館資料複写等手数料条例の一部を改正する条例	(教育庁生涯学習課)	……………二五
○福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁教職員課)	……………二五
○福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例	(教育庁教職員課)	……………二六
○福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(教育庁教職員課)	……………二八
○福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例	(教育庁教職員課)	……………二八
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(教育庁義務教育課)	……………二九
○福岡県留置施設視察委員会条例	(警察本部留置管理課)	……………三〇

○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課) ……………三〇

○福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課) ……………三〇

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課) ……………三二

○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(警察本部生活安全総務課・運転免許試験課) ……………三二

○福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議事事務局議事課) ……………三七

公布された条例のあらまし

◇福岡県部制条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法に基づく鉱害の計画的復旧についての経過措置が平成十八年度末をもって終了することに伴い、総務部の分掌事務を改正することとした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成十八年十月三日付けの給与に関する勧告にかんがみ、本県職員の管理職手当及び扶養手当の額並びに地域手当の支給割合の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置等を設けることとした。

三 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正することとした。

◇福岡県職員の特種勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 社会経済情勢の変化に伴い、本県職員の特殊勤務手当の額及び給料の調整額の見直しを行うほか、学校教育法等の一部を改正する法律の制定等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正することとした。

◇福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 社会経済情勢の変化及び農業改良助長法の一部を改正する法律の施行に伴い、福岡県職員の農林漁業普及指導手当の支給率の見直しを行うこととした。

2 一 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 福岡県特別職の職員の退職手当の支給割合の引下げを行うほか、在職期間の計算に係る規定を整備するとともに、地方自治法の一部を改正する法律の制定により出納長制度が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第二条の規定は、平成十九年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 職員の勤務時間に関して、国家公務員との均衡を図るため、休息時間を廃止することとした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律等の

制定に伴い、地方自治法の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、別表四〇の項事務の欄ホの改正規定は、同月十六日から施行することとした。

◇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(総務部人事課)

1 地方自治法の一部を改正する法律の制定により、出納長制度及び吏員制度が廃止されること等に伴い、福岡県税条例等の規定を整理することとした。

2 一 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

(総務部管財課)

1 長期継続契約を締結することができる契約として、新たに総務事務センターにおいて集約化している庶務会計業務の委託に関する契約等を追加するほか、学校教育法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第十三号の改正規定は、平成十九年四月一日から施行することとした。

◇災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部消防防災安全課)

1 災害救助法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、障害補償金の支給の基準となる障害の程度を見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県国民保護対策本部及び福岡県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

(総務部消防防災安全課)

1 防衛庁設置法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県立アジア文化交流センター条例の一部を改正する条例

(総務部九州国立博物館室)

1 道路交通法の一部を改正する法律の施行により、中型自動車の区分が新設されることに伴い、駐車場使用料について所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十九年六月二日から施行することとした。

◇福岡県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

(保健福祉部障害者福祉課)

1 高齢者、障害者等が安全かつ快適にまちづくり施設を利用できるように当該施設の適正な管理を図るため、まちづくり施設の維持保全に関する規定を整備するとともに、整備基準不適合施設の所有者等に対する指導に関し定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十九年九月一日から施行することとした。

◇福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例

(保健福祉部障害者福祉課)

1 障害者自立支援法の円滑な運用を図ることを目的とし、同法施行当初の緊急的な需要に対応するため、福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金を設置することとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
二 この条例は、平成二十一年三月三十一日限りその効力を失い、この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して国庫に納付することとした。

◇福岡県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する等の条例

(保健福祉部健康対策課)

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の制定により、結核予防法が廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に統合されたため、福岡県結核の診査に関する協議会を福岡県感染症の診査に関する協議会に統合することとしたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県立病院使用料及び手数料条例及び福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の

一部を改正する条例

(保健福祉部県立病院課)

- 1 健康保険法等の一部を改正する法律の施行による入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県立もち文化センター条例の一部を改正する条例

(生活労働部生活文化課)

- 1 施設の有効活用により、県民に対するサービスの向上を図るため、新たに利用に供する会議室について利用料金の上限を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県産炭地労働者体育施設条例を廃止する条例

(生活労働部労働政策課)

- 1 社会経済情勢の変化に伴い、所期の目的を達成した福岡県筑豊ハイツ体育施設を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

(商工部商工政策課)

- 1 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(土木部道路維持課)

- 1 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として追加された自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具について占用料を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

(土木部港湾課)

- 1 三池港に新設した港湾荷役施設である移動式ジブクレーンの供用開始に伴い、その使用料を定めることとした。
- 2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市管理課)

- 1 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の制定に伴い、建築物に関する確認申請手数料に構造計算適合性判定手数料を加算することについて定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県福祉のまちづくり基金条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築指導課)

- 1 福祉のまちづくりを促進するため、基金の処分をすることができる事業として啓発活動の推進等の事業を追加するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

(建築都市部住宅管理課)

- 1 県営住宅の入居者等の安全かつ安心な居住環境を確保するため、暴力団員による県営住宅の使用を制限することについて、所要の規定を整備することとした。
- 2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県立図書館資料複写等手数料条例の一部を改正する条例

(教育庁生涯学習課)

- 1 福岡県立図書館資料複写等手数料の額については、平成十九年四月一日に改定され、現在に至っているが、その後の社会経済情勢にかんがみ、その額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成十八年十月三日付けの給与に関する勧告にかんがみ、本県公立学校職員の管理職手当及び扶養手当の額並びに地域手当の支給割合の改定等を行うほか、学校教育法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置等を設けることとした。

三 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正することとした。

◇福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 社会経済情勢の変化に伴い、本県公立学校職員の特殊勤務手当等の額の見直しを行うほか、学校教育法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正することとした。

◇福岡県公立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めるほか、学校教育法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 学校教育法等の一部を改正する法律の制定に伴い、特別支援学校の教員の免許状に、新教育領域の追加を受けようとする者に係る手数料を定めることとした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(教育庁義務教育課)

1 学校教育法等の一部を改正する法律の制定により、盲学校、聾学校及び養護学校の学校種別が廃止され特別支援学校とされたこと等に伴い、福岡県公立学校職員の分限に関する条例等の規定を整理することとした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、第三条中福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第二百二十条第一項の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県留置施設視察委員会条例

(警察本部留置管理課)

1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、福岡県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 警察法施行令の一部が改正され地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、第三条総務部の項第十三号の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成十八年十月三日付けの給与に関する勧告にかんがみ、本県警察職員の管理職手当及び扶養手当の額並びに地域手当の支給割合の改定等を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置等を設けることとした。

三 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することとした。

◇福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 社会経済情勢の変化に伴い、本県警察職員の特殊勤務手当の額の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、第三条第一号の改正規定並びに第五条第一項及び第二項の改正規定中「留置場看守」を「留置施設看守」に改める部分は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部生活安全総務課・運転免許試験課)

1 探偵業の業務の適正化に関する法律の制定及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、探偵業の届出があったことを証する書面の交付に関する事務が新設されたこと並びに道路交通法の一部を改正する法律及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の制定等により、運転免許等に関する事務が新設されたことに伴い、これらの手数料の徴収について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例中第十六条の二の次に一条を加える改正規定及び附則第三項の規定は平成十九年六月一日から、第十四条の改正規定は同月二日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。
三 福岡県領収証紙条例の一部を改正することとした。

◇福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

(議会議務局議事課)

1 地方自治法の一部を改正する法律の制定により、議会の閉会中においては、議長が委員を選任することができることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

福岡県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第一号

福岡県部制条例の一部を改正する条例

福岡県部制条例(昭和三十二年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。
第三条中

〔総務部

- 一 職員の進退及び身分に関する事項
- 二 議会及び県の行政一般に関する事項
- 三 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
- 四 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- 五 鉾害に関する事項
- 六 広報その他他部の主管に属しない事項

〕〔総務部

- 一 職員の進退及び身分に関する事項
- 二 議会及び県の行政一般に関する事項
- 三 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
- 四 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- 五 広報その他他部の主管に属しない事項

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二号

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「基き」を「基づき」に、「給料月額」を「その職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」に改める。

第十二条第三項中「五千円とする。ただし、扶養親族である子、父母等のうち二人までについては、それぞれ」を削る。

第十三条の二第二項第一号中「百分の十三」を「百分の十四」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の十一」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の三・五」を「百分の四」に改め、同項第五号中「百分の一・五」を「百分の二・七五」に改める。

第十三条の二の二中「百分の十一」を「百分の十二」に改める。
 別表第四口医療職給料表(一)級別標準職務表二級の項第一号中「~~△△△△~~」を削り、同表三級の項第二号中「~~△△△△△△~~」を削り、同表の備考を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(平成二十三年三月三十一日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第一号）附則第七条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の福岡県職員の給与に関する条例第十一条の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同条の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第一号）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

4 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。
 附則第八条第一項中「、第十一条」を削り、「第十一条及び第二十一条第五項中」を「第二十一条第五項中」に改める。

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例
 (福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号を次のように改める。

七 削除

第二条第十一号中「漁業取締等手当」を「犯則取締等手当」に改め、同条第十二号を次のように改める。

十二 削除

第二条第十六号中「消防訓練指導手当」を「訓練指導手当」に改め、同条第十九号を次のように改める。

十九 削除

第三条第一項第三号中「作業」の下に「（検査作業の容器等の滅菌、消毒の業務を含む。）」を加え、同条第二項第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号及び第三号」に改め、同号を同項第二号とする。

第六条第一項第一号を削り、同項第二号中「保健福祉環境事務所」の下に「又は障害者更生相談所」を、「職員」の下に「で人事委員会規則で定めるもの」を加え、「その家族の家庭等を訪問し、これらの者に面接して」を「その家族等に接して」に改

め、同号イ中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」の下に、「生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）」を加え、「援護」を「保護、援護」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「訪問指導」を「指導」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 女性相談所に勤務する職員が要保護女子に関する相談並びに要保護女子の家庭調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導並びに一時保護に関する業務に従事したとき。

第六条第一項第四号中「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）」に改め、同項第五号中「児童福祉施設等」を「県立粕屋新光園」に、「特に身体に危害を受けるおそれのある業務」を「肢体不自由児の日常生活の介助の業務」に改め、同項第六号を削り、同条第二項第一号中「及び第六号」を、「第二号及び第三号」に、「勤務一月につき一万九百円」を「勤務一日につき五百七十円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前項第四号」を「前項第四号及び第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号及び同条第三項を削る。

第七条第一項第一号中「種雄牛」の下に「又は種雄豚」を加える。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条第一項中「県税の賦課及び徴収に関する事務等」を「納税義務者、特別徴収義務者又はそれらの利害関係人等に接し、県税の賦課及び徴収の事務」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、勤務一日につき八百円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

第十二条第一項中「県立病院等」を「県立粕屋新光園」に改める。

第十三条の見出し及び同条第一項中「漁業取締等手当」を「犯則取締等手当」に改め、同項に次の一号を加える。

三 麻薬取締員が麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する司法警察員としての職務に従事したとき。

第十三条第二項に次の一号を加える。

三 前項第三号の業務 勤務一日につき五百五十円
第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条第一項第二号中「第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物」を「第二条第四項に規定する産業廃棄物」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、勤務一日につき、次の各号に掲げる業務又は作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号、第三号及び第四号の業務又は作業 二百三十円

二 前項第二号の業務 二百九十円

第十七条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、勤務一日につき千五百円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

第十八条の見出しを「（訓練指導手当）」に改め、同条第一項を次のように改める。

訓練指導手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 消防学校に勤務する職員が、消防学校の教育訓練の基準（昭和四十五年消防庁告示第一号）の別表に定める各科、各課程における訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防ぎよ訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の各教育訓練に従事したとき。

二 九州歯科大学附属歯科衛生学院に勤務する職員が歯科衛生士を養成するために授業、実習及びこれらに付随する事務に従事したとき。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十二条第一項の表県立病院に勤務する職員で病理細菌検査に係る給料の調整額を受けるものの項を削り、同表に次のように加える。

県立粕屋新光園に勤務する職員で給料の調整額を受ける職員（診療エックス線及び衛生検査の業務に従事する技師を除く。）	社会福祉業務手当
--	----------

第二十二条第三項中「漁業取締等手当」を「犯則取締等手当」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十四条第二項を削る。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第二條 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。
第二條の表を次のように改める。

勤務箇所	職員	調整数
児童福祉施設及び児童相談所	(1) 県立粕屋新光園の重度の肢体不自由児を入院させるための病棟に勤務し、直接児童の保育看護に従事する看護長、看護師及び准看護師 (2) 県立福岡学園又は県立筑後いずみ園に勤務し、直接児童の保育、指導及び自立支援に従事する児童指導員、保育士、児童自立支援専門員及び児童生活支援員(福岡県職員の給与に関する条例第十一条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職を占める職員(以下「管理職員」という。)を除く。)	三
	(3) 児童相談所に勤務し、直接要保護児童の一時保護の業務に従事する児童指導員及び保育士 (4) 県立粕屋新光園に勤務し、直接児童の保育及び指導に従事する児童指導員及び保育士 (5) 直接児童の心理判定、理学療法、作業療法又は言語療法の業務に従事する職員 (6) 県立粕屋新光園に勤務し、医療業務に従事する医師(園長を除く。)	二
	(7) 児童相談所に勤務し、児童福祉司の業務に従事する職員(管理職員及び医療職給料表(三)の適用を受ける者を除く。)	一・五
	(8) 県立粕屋新光園に勤務し、医療業務に従事する医師(園長に限る。)	一

障害者更生相談所	(9) 直接児童の保育看護に従事する看護長、看護師及び准看護師(県立粕屋新光園に勤務する者(管理職員及び(1)に掲げる者を除く。)に限る。) (10) 県立粕屋新光園に勤務し、診療エックス線及び衛生検査の業務に従事する技師	一
保健環境研究所	直接身体障害者又は知的障害者の心理判定の業務に従事する職員(管理職員を除く。)	一
保健福祉環境事務所	細菌検査又はウイルス検査の業務(容器等の滅菌、消毒のみの場合を除く。)に直接従事する職員 (1) 衛生検査の業務に直接従事する技師 (2) 常時狂犬病予防等の業務に従事する技師	一
食肉衛生検査所	(1) と畜検査又は食鳥検査の業務に常時従事する技師(管理職員を除く。) (2) と畜検査又は食鳥検査の業務に従事する技師(1)に掲げる者を除く。)	三
精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難な業務に従事する職員(管理職員及び医療職給料表(三)の適用を受ける者を除く。)	一
高等技術専門校及び障害者職業能力開発校	直接生徒の職業指導に従事する職業指導員(管理職員を除く。)	一・五
病害虫防除所	病害虫の発生予察及び防除に常時従事する職員(管理職員を除く。)	一
農業大学校	農業に関する授業及び実習に常時従事する職員(管理職員を除く。)	一・五
家畜保健衛生所	(1) 獣医師(管理職員を除く。) (2) 獣医師(1)に掲げる者を除く。)	一・五
教育庁文化財保護課及び九州歴史資料館	埋蔵文化財の発掘に直接従事することを本務とする職員	一
県立特別支援学校及び市町村立特別支援学校	(1) 直接教育に従事することを本務とする職員で福岡県公立学校職員の給与に関する条例第十一条の三に規定する管理職手当の支	一

警察本部	(1) 銃器等使用犯罪現場における犯人の逮捕及び人質の救出の業務を専門に行わせるために警察本部長が組織した特殊部隊において当該業務を本務とする職員 (2) 航空機の操縦に従事することを本務とする職員 (3) 航空機の整備に従事することを本務とする職員	二 一・五 三
------	---	---------------

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第一条の規定による改正前の福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の特殊勤務手当条例」という。）第二条第七号及び第十二号、第九条並びに第十四条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の特殊勤務手当条例第九第三項及び第十四条第三項中「給料月額」とあるのは「給料月額と福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第一号）附則第七条の規定による給料の額との合計額」と、「百分の十」とあるのは「百分の八」と、「百分の五」とあるのは「百分の二・五」とする。

3 前項の規定による特殊勤務手当の支給を受ける職員に対しては、同手当が支給される間、第二条の規定による改正後の福岡県職員の給料の調整額に関する条例（以下「改正後の調整額条例」という。）第二条の規定にかかわらず、給料の調整を行わない。

4 改正後の調整額条例第二条の規定により給料の調整を行う職員の職を占める職員のうち、施行日以降、第二条の規定による改正前の福岡県職員の給料の調整額に関する条例（以下「改正前の調整額条例」という。）第二条を適用したとした場合に給料の調整を行う職員の職を占めることとなる職員であって、その者に係る改正後の調整額条例第二条の表下欄に掲げる調整数（以下「改正後調整数」という。）が、その者に係る改正前の調整額条例第二条の表下欄に掲げる調整数（以下「改正前調整数」という。）を下回るものに対する改正後の調整額条例第二条の規定の適用については、施行日から平成二十年三月三十一日までの間、改正前調整数から改正後調整数を減じた数に二分の一を乗じて得た数を改正後調整数に加える。

5 改正後の調整額条例第二条により給料の調整を行う職員以外の職員のうち、施行日以降、改正前の同条を適用したとした場合に給料の調整を行う職員の職を占めることとなる職員については、施行日から平成二十年三月三十一日（保健福祉部薬務課に勤務する職員にあっては、平成二十一年三月三十一日）までの間は、改正前の調整額条例は、なおその効力を有する。この場合において、その者に係る調整数は、改正前調整数に二分の一（保健福祉部薬務課に勤務する職員に係るもの）にあっては、施行日から平成二十年三月三十一日までの間については三分の二、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間については三分の一）を乗じて得た数とする。

6 前二項の適用を受ける職員に対しては、第一条による改正後の福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例第六条第一項第五号及び第十三条第一項第三号の規定にかかわらず、特殊勤務手当を支給しない。

7 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正（福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。）

附則第八条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四号

福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「（以下「水産業普及指導員」という。）」を削る。

第三条第一項中「農業改良助長法第八条第二項第一号の事務に専ら従事する普及指導員、森林法第八十七条第二項第一号の事務に専ら従事する林業普及指導員及び試験研究機関等と密接な連絡を保ち、水産業に関する専門の事項について調査研究を行う事務に専ら従事する水産業普及指導員にあっては百分の八、農業改良助長法第八条第二項第二号の事務に専ら従事する普及指導員、森林法第八十七条第二項第二号及び第三号の事務に専ら従事する林業普及指導員並びに水産業を行う者又は水産業に従事する者に接して水産業に関する技術及び知識の普及指導を行う事務に専ら従事する水産業普及指導員にあっては百分の十二」を「百分の八」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）第十一条に規定する職にある職員を除き、農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第八条第二項第二号の事務に専ら従事する普及指導員、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八十七条第二項第二号及び第三号の事務に専ら従事する林業普及指導員並びに水産業を行う者又は水産業に従事する者に接して水産業に関する技術及び知識の普及指導を行う事務に専ら従事する職員については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間、この条例による改正後の福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例第三条第一項の規定にかかわらず、同項中「百分の八」とあるのは、「百分の十」とする。

福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五号

福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例（昭和五十五年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の八十」を「百分の六十五」に、同項第二号中「百分の六十」を「百分の五十」に、同項第三号中「百分の四十」を「百分の三十五」に改める。

第四条中「月数」の下に「（その月数が四十八月を超える場合は、四十八月とする。）」を加える。

第二条 福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部を次のように正する。

第一条中「、出納長」を削る。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

（出納長に関する経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長がなお従前の例により在職する場合には、第二条の規定に

よる改正前の福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例第一条及び第三条第一項第三号の規定は、なおその効力を有する。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年二月二十八日
福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表六の項事務の欄ナ中「ナからクまで及びフからエまで」を「ラからマまで及びエからアまで」に改め、同欄中キを次のように改める。

キ 法第五十二条第一項の規定による医療法人の事業報告書等の受領

別表六の項事務の欄中アをサとし、同欄テ中「第五条の八」を「第五条の十三」に改め、同欄テを同欄アとし、同欄エ中「第五条の七」を「第五条の十二」に改め、同欄エを同欄テとし、同欄コ中「第五条の六第一項」を「第五条の十一第一項」に改め、同欄

コを同欄エとし、同欄中フをコとし、ノからケまでをオからフまでとし、ホの次に次のように加える。

ノ 法第五十二条第二項の規定による医療法人の定款、事業報告書等の閲覧
別表六の項市町村の欄中「マまで、フからテ」を「ケまで、コからア」に改める。
別表四〇の項事務の欄ホ中「第九条第十二項」を「第九条第十三項」に改める。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表四〇の項事務の欄ホの改正規定は、同月十六日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第八号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

例

（福岡県税条例の一部改正）

第一条 福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「県吏員」を「県職員」に改める。

（福岡県税事務所設置条例の一部改正）

第二条 福岡県税事務所設置条例（昭和二十五年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「置き、事務吏員をもつて充てる」を「置く」に改める。

（福岡県建築審査会設置条例の一部改正）

第三条 福岡県建築審査会設置条例（昭和二十六年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「県吏員」を「県職員」に改める。

（福岡県退職年金条例の一部改正）

第四条 福岡県退職年金条例（昭和二十六年福岡県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「出納長及び吏員」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下本号中「改正前の法」という。）第六十八号第一項に規定する出納長及び改正前の法第七十二条第一項に規定する吏員（以下この項において「吏員」という。）」に改める。

（福岡県准看護師試験委員に関する条例の一部改正）

第五条 福岡県准看護師試験委員に関する条例（昭和二十七年福岡県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「県吏員」を「県職員」に改める。

（福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部改正）

第六条 福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例（昭和二十七年福岡県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第九十九条第四項、第九十九条の二第四項及び第一百十号第四項」を「第九十九条第五項、第九十九条の二第五項及び第一百十号第五項」に改め、同条第十五号中「第九十九条第五項、第九十九条の二第四項及び第一百十号第四項」を「第九十九条第六項、第九十九条の二第五項及び第一百十号第五項」に改める。

（福岡県職員定数条例の一部改正）

第七条 福岡県職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第八条 福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。
別表第二出納長の項を削る。

（恩給又は退職年金若しくは退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部改正）

第九条 恩給又は退職年金若しくは退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「出納長及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下本号中「改正前の法」という。）第六十八号第一項に規定する出納長及び改正前の法第七十二条第一項に規定する吏員」に改め、同項第五号中「第九号第一項」を「第九号の二第一項」に改める。

（福岡県特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第十条 福岡県特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

（福岡県統計調査条例の一部改正）

第十一条 福岡県統計調査条例（平成二年福岡県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「吏員」を「職員」に改める。

第十条第五号中「吏員」を「職員」に改める。

別記様式中「出納」を「職員」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の規定は、平成十八年十一月二十四日から適用する。

（出納長に関する経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長がなお従前の例により在職する場合には、第八条の規定による改正前の福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第二条及び別表第二の規定並びに第十条の規定による改正前の福岡県特別職報酬等審議会条例第二条の規定は、なおその効力を有する。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第九号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する

条例

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年福岡県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一号中「及び電子機器の借り入れ」を「、電子機器その他の電気機器の借入れ」に改め、第二号から第四号までの規定中「借り入れ」を「借入れ」に改め、第十五号を第十九号とし、第十四号を第十八号とし、第十三号中「養護学校」を「特別支援学校」に改め、同号を第十七号とし、第十号から第十二号までを四号ずつ繰り下げ、第十四号の前に次の三号を加える。

十一 県税の収納業務の委託に関する契約

十二 県政広報業務の委託に関する契約

十三 庶務会計業務の委託に関する契約

第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号中「庁舎」の下に「その他の施設」を加え、同号を第八号とし、第六号中「借り入れ」を「借入れ」に改め、同号を第七号とし、第五号中「借り入れ」を「借入れ」に改め、同号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 工事用仮設資材及び設備の借入れに関する契約

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三号の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号及び第五号を次のように改める。

四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

別表中「別表」を「別表（第六条関係）」に改め、別表一級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「上肢」を「上肢」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第八号とし、同表二級の項第四号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

別表三級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同表四級の項第三号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同表五級の項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

別表六級の項第三号中「鼓膜の大部分の欠損その他により」を削り、「耳殻」を「耳」に改め、同項第七号中「おや指及びひとさし指」を「片手のすべての指を失ったもの又はおや指」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「上肢」を「上肢」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「奇形」を「変形」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの

別表七級の項第二号中「鼓膜の中等度の欠損その他により」を削り、「以上」の下に「の距離」を加え、同項中第一〇号を第一三号とし、第九号を第一二号とし、第八号を第一一号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの

一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの

別表七級の項第六号中「おや指及びひとさし指」を「片手のすべての指が用をなさなくなつたもの又はおや指」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「片手のおや指及びひとさし指」を「おや指を合わせ片手の三本の指」に、「若しくはひとさし指を合わせ」を「以外の」に、「三本以上」を「四本」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの

別表八級の項第三号を削り、同項第四号中「失つたもの」の下に「又はおや指以外の片手の三本の指を失つたもの」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号中「片手のおや指及びひとさし指」を「おや指を合わせ片手の三本の指」に、「若しくはひとさし指を合わせ」を「以外の」に、「三本以上」を「四本」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「上肢」を「上肢」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「下肢」を「下肢」に改

め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同号を同項第八号とし、同項第一〇号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第一一号を第一〇号とし、第一二号を削り、同表九級の項中第一二号を第一六号とし、第一一号を第一五号とし、第一〇号を第一四号とし、同項第九号中「なつたもの」の下に「又はおや指以外の片手の三本の指が用をなさなくなつたもの」を加え、同号を同項第一三号とし、同項第八号中「ひとさし指を合わせ片手の二本の指を失つたもの」及び「及びひとさし指」を削り、「三本」を「二本」に改め、同号を同項第一二号とし、同項第七号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

別表九級の項第六号の次に次の二号を加える。

七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの

八 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの

別表一〇級の項第一〇号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第一一号とし、同項第九号中「上肢」を「上肢」に改め、同号を同項第一〇号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「ひとさし指を合わせ片手の二本の指が用をなさなくなつたもの」及び「及びひとさし指」を削り、「三本」を「二本」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を削り、同項第四号中「鼓膜の大部分の欠損その他により」を削り、「耳殻」を「耳」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの

別表一〇級の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面を見た場合に複視の症状を残すもの

別表一一級の項第九号中「胸腹部臓器」を「胸腹部臓器の機能」に、「残すもの」を「残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの」に改め、同号を同項第一〇号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号を削り、同項第六号中「なか指」を「ひとさし指、なか指」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「鼓膜の中等度の欠損その他により」を削り、「以上」の下に「の距離」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 十本以上の歯に歯科補綴を加えたもの

五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの

別表一二級の項第四号中「耳殻」を「耳殻」に改め、同項第五号及び第八号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第一四号を第一五号とし、第一三号を第一四号とし、同項第一二号中「頑固」を「頑固」に改め、同号を同項第一三号とし、同項第一一号を同項第一二号とし、同項第一〇号中「第二足指を失ったもの」の下に「第二足指をあわせ片足の二本の指を失ったもの」を加え、同号を同項第一一号とし、同項第九号中「なか指」を「ひとさし指、なか指」に改め、同号を同項第一〇号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 片手のこ指を失ったもの

別表一三級の項第一〇号中「第三足指」を「第二足指」に改め、同号を同項第一一号とし、同項第九号を同項第一〇号とし、同項第八号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第六号及び第七号を削り、第五号を第八号とし、同項第四号中「を失ったもの」を「が用をなさなくなったもの」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 五本以上の歯に歯科補綴を加えたもの
六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの

別表一三級の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの

別表一四級の項第五号を削り、同項第四号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「上肢」を「上肢」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの

別表一四級の項第六号中「及びひとさし指」を削り、同項第七号中「及びひとさし指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同項第八号中「片手」を「片足」に改める。

別表備考第一号中「万国式視力表」を「万国式試視力表」に改め、同表第二号中「指関節」を「指節間関節」に、「第一指関節」を「近位指節間関節」に改め、同表備考第三号中「末節」を「末節骨」に、「第一指関節」を「近位指節間関節」に、「指関節」を「指節間関節」に改め、同表備考第五号中「末節」を「末節骨」に、「末関節」を「遠位指節間関節」に、「第一指関節」を「近位指節間関節」に、「指関節」を「指節間関節」に改め、同表備考第六号中「当該」を「、当該」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県国民保護対策本部及び福岡県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十一号

福岡県国民保護対策本部及び福岡県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

正する条例

福岡県国民保護対策本部及び福岡県緊急対処事態対策本部条例（平成十七年福岡県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県立アジア文化交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十二号

福岡県立アジア文化交流センター条例の一部を改正する条例

福岡県立アジア文化交流センター条例(平成十七年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の三中

大型自動車	一台一回二、〇〇〇円以内で規則で定める額	を
中型自動車	一台一回一、三〇〇円以内で規則で定める額	に改
大型自動車	一台一回一、〇〇〇円以内で規則で定める額	

め、同表の三備考中「普通自動車」の下に「中型自動車」を加える。

附則

この条例は、平成十九年六月二日から施行する。

福岡県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十三号

福岡県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

福岡県福祉のまちづくり条例(平成十年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「適合証の交付(第二十四条)」を「適合証の交付等(第二十四条・第二十五条)」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条―第二十八条」を「第二十七―第二十九条」に改める。

第一条中「事業者」を「事業者等」に改める。

第二条第二号中「公共輸送車両等の用に供する施設」を「旅客施設」に改める。

第五条の見出し中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第二項中「又は管理する」を「管理し、又は占有する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 事業者から依頼を受けてまちづくり施設の設計、施工等に携わる者は、当該事業者に対し、本条例の規定に関する情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

第八条及び第十条中「事業者」を「事業者等」に改める。

第十四条第二項中「望ましい基準」の下に「(以下「望ましい基準」という。)」を加える。

第十五条ただし書中「他の措置によることができる場合又は」を削り、「困難である」の下に「と知事が認める」を加え、同条に次の二項を加える。

2 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、整備基準又は望ましい基準と同等の他の措置が講じられていると知事が認めるまちづくり施設は、整備基準又は望ましい基準に適合しているものとみなす。

3 知事は、第一項ただし書又は前項に規定する認定をしようとするときは、必要に応じて、学識経験者及び事業者団体、関係行政機関、高齢者団体、障害者団体、女性団体等から選任された者をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

第十六条を次のように改める。

(まちづくり施設の維持保全等)

第十六条 まちづくり施設の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)

は、当該まちづくり施設の整備基準に適合している部分の機能を適切に維持しなければならない。

2 まちづくり施設の所有者等は、当該まちづくり施設の整備基準に適合していない部分を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

第十九条第一項中「、必要に応じ」を削る。

第二十条から第二十三条までを次のように改める。

(適合の状況の報告等)

第二十条 知事は、必要があると認めるときは、特定まちづくり施設の新築等をしようとする者又は所有者等に対し、当該特定まちづくり施設の整備基準に係る適合の状況の報告を求めることができる。

2 知事は、当該報告をした者に対し、整備基準に関し、必要な指導及び助言をすることができるとができる。

(立入調査等)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定まちづくり施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による立入調査等の結果、必要があると認めるときは、当該特定まちづくり施設の新築等を行う者又は所有者等に対し、整備基準に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第二十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずるように勧告することができる。

一 第十七条第一項の新築等を行う者として、第二十条第一項の規定による届出をせずに工事に着手した場合であつて、第二十条第一項の規定による報告を求められたにもかかわらず、当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十七条第二項又は第十九条第二項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。

三 第十五条第一項又は第十六条第一項に抵触することにより、第二十条第二項又は前条第三項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。

四 前条第一項の規定による立入調査等の対象となつた特定まちづくり施設の所有者等が、正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第二十三条 知事は、前条の規定に基づく勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、福岡県行政手続条例（平成八年福岡県条例第一号）第三章第三節の規定の例により、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない。

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節 適合証の交付等

第二十四条を次のように改める。

(適合証の交付等)

第二十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該まちづくり施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該まちづくり施設の所有者等に対し、当該まちづくり施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）を交付するものとする。

一 まちづくり施設の所有者等から、規則で定めるところにより、適合証の交付の請求があつた場合

二 第十八条の規定による工事完了の届出（特定まちづくり施設の一部に係る工事完了の届出を除く。）があつた場合

2 前項の規定により適合証の交付の対象となつたまちづくり施設（以下「適合証交付まちづくり施設」という。）の所有者等は、当該適合証を当該まちづくり施設の見やすい箇所に掲示するものとする。

3 知事は、第一項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表するものとする。

第二十八条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とする。

第二十六条中「及び地方公共団体」を「地方公共団体その他規則で定める者」に改め、同条を第二十七条とする。

第三章中第二十五条を第二十六条とし、同章第三節中第二十四条の次に次の一条を加える。

(適合証の返還等)

第二十五条 知事は、県民から適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合していないとの通報があつた場合等において、必要と認めるときは、その職員に、適合証交付まちづくり施設に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者

に質問させることができる。

2 前項の場合においては、第二十一条第二項の規定を準用する。

3 知事は、第一項の規定による立入調査等の結果、適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該適合証交付まちづくり施設の所有者等に対し、必要な指導をし、又は適合証の返還を求めるものとする。

附 則

この条例は、平成十九年九月一日から施行する。

福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第十四号

福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例

(設置)

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の円滑な運用を図ることを目的とし、同法施行当初の緊急的な需要に対応するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する等の条例を制定し、ここに公布する。
平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第十五号

福岡県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する等の条例

(福岡県感染症の診査に関する協議会条例の一部改正)

第一条 福岡県感染症の診査に関する協議会条例（平成十一年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改める。

第二条中「下欄」を「中欄」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

協議会は、三十人以内の委員で組織する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第五条第二項中「第三条第二項各号の区分ごとにそれぞれ一人」を「三人」に改める。

第七条を第八条とする。

第六条中「前条」を「第五条」に改め、「第三条第一項の規定にかかわらず」を削り、「同条第二項」を「法第二十四条第五項」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(専門部会)

第六条 協議会に、結核に関する審議をさせるため、別表各項の下欄に掲げる結核の診査に関する専門部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会の会議は、会長が招集し、部会長がその議長となる。

5 部会は、毎月二回以上開催しなければならない。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長が決する。

7 協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

8 第四条第二項から第五項まで並びに前条第二項及び第四項の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表(第二条及び第六条関係)

保健所の名称	協議会の名称	部会の名称
福岡県筑紫保健所	福岡県久留米保健所感染症の診査に関する協議会	福岡県筑紫保健所結核の診査に関する専門部会
福岡県朝倉保健所		福岡県久留米保健所結核の診査に関する専門部会
福岡県糸島保健所	福岡県久留米保健所結核の診査に関する専門部会	福岡県八女保健所結核の診査に関する専門部会
福岡県久留米保健所		福岡県山門保健所

福岡県粕屋保健所	福岡県田川保健所感染症の診査に関する協議会	福岡県宗像保健所結核の診査に関する専門部会
福岡県宗像保健所		福岡県嘉穂保健所結核の診査に関する専門部会
福岡県遠賀保健所		福岡県京築保健所結核の診査に関する専門部会
福岡県嘉穂保健所		
福岡県田川保健所		
福岡県京築保健所		

(福岡県結核の診査に関する協議会条例の廃止)

第二条 福岡県結核の診査に関する協議会条例(昭和二十七年福岡県条例第六号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県立病院使用料及び手数料条例及び福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十六号

福岡県立病院使用料及び手数料条例及び福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(福岡県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第一条 福岡県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十八年福岡県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び処方箋^{せん}交付手数料」を削り、「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改める。

(福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部改正)

第二条 福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例(昭和二十九年福岡県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準

」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県立ももち文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第十七号

福岡県立ももち文化センター条例の一部を改正する条例

福岡県立ももち文化センター条例（平成十八年福岡県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表二中

会議室第一 ・二・三	二、六一〇円	三、五六〇円	三、五六〇円	六、一七〇円	七、二二〇円	九、七三〇円
会議室第一 ・二・三・ 四	二、六一〇円	三、五六〇円	三、五六〇円	六、一七〇円	七、二二〇円	九、七三〇円
会議室第一 ・二・三・ 四 会議室第五 ・六	一、三〇〇円	一、七八〇円	一、七八〇円	三、〇八〇円	三、五六〇円	四、八六〇円

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県産炭地労働者体育施設条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県条例第十八号

福岡県産炭地労働者体育施設条例を廃止する条例

福岡県産炭地労働者体育施設条例（昭和四十六年福岡県条例第十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第十九号

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県商工関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表七三の項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第二十号

福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福岡県道路占用料徴収条例（昭和四十三年福岡県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線その他の線類」に

施行令第七条 第六号に掲げ る施設並びに 同条第七号に 掲げる自動車 専用道路の上 空に設ける施 設及び自動車 駐車場				施行令第七条 第八号に掲げ る休憩所、給 油所及び自動 車修理所			
建築物				上空、トンネ ルの上又は高 速自動車国道 若しくは自動 車専用道路（ 高架のものに 限る。）の路 面下に設ける もの			
階数が一 のもの	階数が二 のもの	階数が三 のもの	階数が四 以上のもの	階数が一 のもの	階数が二 のもの	階数が三 のもの	階数が四 以上のもの
占用面積一 平方メートル につき一 年							
Aに〇・〇〇 六を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 九を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 六を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 九を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額
Aに〇・〇〇 八を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 八を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額

を

施行令第七条 第六号に掲げ る施設並びに 同条第七号に 掲げる自動車 専用道路の上 空に設ける施 設及び自動車 駐車場				施行令第七条 第九号及び第 十号に掲げる 施設			
建築物				上空、トンネ ルの上又は高 速自動車国道 若しくは自動 車専用道路（ 高架のものに 限る。）の路 面下に設ける もの			
階数が一 のもの	階数が二 のもの	階数が三 のもの	階数が四 以上のもの	階数が一 のもの	階数が二 のもの	階数が三 のもの	階数が四 以上のもの
占用面積一 平方メートル につき一 年							
Aに〇・〇〇 六を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 九を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 六を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 九を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額
Aに〇・〇〇 八を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 八を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得 た額

に

改め、同表備考第七号中「施行令第七条第八号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所」を「施行令第七条第九号及び第十号に掲げる施設」に改める。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十一号

福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

福岡県港湾施設管理条例（昭和五十一年福岡県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一アンローダの項の次に次のように加える。

移動式ジブクレーン	一般使用	三〇分につき	九、九四〇	—
-----------	------	--------	-------	---

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十二号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五の項事務の欄中「申請」の下に「又は第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知」を加え、同欄に次のただし書を加える。

ただし、福岡県の建築物に係るものを除く。

別表五の項名称の欄中「確認申請」の下に「又は計画通知」を加え、同項金額の欄中ただし書を次のように改める。

ただし、建築基準法第六条第五項又は第十八条第四項の構造計算適合性判定を要する建築物にあっては次の一又は二の金額を、同法第八十七条の二の昇降機を設ける建築物にあっては次の三又は四の金額を加算した金額とする。

一 次に掲げる構造計算適合性判定を行う建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額（二に掲げる場合を除く。）

イ 千平方メートル以内 一七五、〇〇〇円

一棟につき (限界耐力計算等の場合、二〇七、〇〇〇円)

ロ 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内 二二〇、〇〇〇円

一棟につき (限界耐力計算等の場合、二七七、〇〇〇円)

ハ 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内 二六二、〇〇〇円

一棟につき (限界耐力計算等の場合、三一六、〇〇〇円)

ニ 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内 三四五、〇〇〇円

一棟につき (限界耐力計算等の場合、四二一、〇〇〇円)

ホ 五万平方メートルを超えるとき 六二五、〇〇〇円

一棟につき (限界耐力計算等の場合、七七四、〇〇〇円)

二 建築基準法第二十条第二号イ又は第三号イの規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめられた建築物の場合、次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額

イ 千平方メートル以内 一一二、〇〇〇円

一棟につき (限界耐力計算等の場合、一四三、〇〇〇円)

ロ 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内

一棟につき 一五〇、〇〇〇円

(限界耐力計算等の場合、一七七、〇〇〇円)

ハ 二平方メートルを超え、一平方メートル以内

一棟につき 一六四、〇〇〇円

(限界耐力計算等の場合、一九五、〇〇〇円)

ニ 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内

一棟につき 二〇五、〇〇〇円

(限界耐力計算等の場合、二四七、〇〇〇円)

ホ 五万平方メートルを超えるとき

一棟につき 三四四、〇〇〇円

(限界耐力計算等の場合、四二二、〇〇〇円)

三 昇降機を設ける場合(四に掲げる場合を除く。)

昇降機一基につき 九、〇〇〇円

(小荷物専用昇降機については、四、〇〇〇円)

四 確認を受けた建築物の計画を変更して昇降機を設ける場合

昇降機一基につき 五、〇〇〇円

(小荷物専用昇降機については、三、〇〇〇円)

別表五の項徴収時期の欄中「申請」の下に「又は通知」を加え、別表六の項事務の欄中「申請」の下に「又は第十八条第二項の規定による通知」を加え、同項名称の欄中「確認申請」の下に「又は計画通知」を加え、同項徴収時期の欄中「申請」の下に「又は通知」を加え、別表七の項事務の欄中「第七条第一項」の下に「又は第十八条第十四項」を加え、同項名称の欄中「完了検査申請」の下に「又は通知」を加え、別表八の項事務の欄中「第七条第一項」の下に「又は第十八条第十四項」を加え、同項名称の欄中「完了検査申請」の下に「又は通知」を加え、別表九の項事務の欄中「第七条の第三第二項」を「第七条の第三第一項又は第十八条第十七項」に改め、同項名称の欄中「中間検査申請」の下に「又は通知」を加え、同項徴収時期の欄中「申請」の下に「又は通知」を加え、別表一〇の項事務の欄中「第七条の第三第二項」を「第七条の第三第一項又は第十八条第十七項」に改め、同項名称の欄中「中間検査申請」の下

に「又は通知」を加え、同項徴収時期の欄中「申請」の下に「又は通知」を加え、別表一一の項事務の欄中「含む。」の下に「又は第十八条第二十二項(同法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)」を加え、別表備考二の1中「床面積」の下に「。ただし、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積」を加え、同表備考二の2中「床面積の増加する部分」については、当該増加する部分の床面積を「床面積が増加する場合」にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した床面積)。ただし、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積」に改め、同表備考二の3及び4中「二分の一」の下に「。ただし、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積」を加え、同表備考中五を七とし、四を六とし、三を五とし、二の次に次のように加える。

三 五の項のただし書の一棟については、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第 三百三十八号)第八十一条第二項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされる建築物の部分の場合にあっては、当該建築物の部分をもって一棟とする。

四 五の項の限界耐力計算等の場合は、建築基準法施行令第八十二条の六に規定された限界耐力計算及び同施行令第八十一条第一項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算のうち知事が告示するものによって構造計算が行われた建築物の場合とする。

附 則

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十二号)の施行の日から施行する。

福岡県福祉のまちづくり基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年二月二十八日

福岡県条例第二十三号

福岡県福祉のまちづくり基金条例の一部を改正する条例

福岡県福祉のまちづくり基金条例(平成十年福岡県条例第十二号)の一部を次のよう

福岡県知事 麻生 渡

に改正する。
 第五条第三号中「建築物等の整備」を「建築物の整備等」に改め、同条に次の一号を加える。

四 福祉のまちづくりに関する啓発活動の推進、調査及び研究、推進体制の整備等に関する事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第二十四号

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

福岡県営住宅条例（平成九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第一号中「含む。」の下に「以下この条及び」を加え、同条に次の一号を加える。

四 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第七条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 知事は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第四十一条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。

第四十一条第二項及び第五項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第六項中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改める。

第五十五条第四号中「第五号」を「第六号」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県立図書館資料複写等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第二十五号

福岡県立図書館資料複写等手数料条例の一部を改正する条例

福岡県立図書館資料複写等手数料条例（昭和四十一年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

手数料の名称	区 分	金額（一枚につき）	納付の時期
複写等手数料	電子複写式複写	単色刷り 一〇〇円	依頼しようとするとき
	マイクロフィルムからの引き伸ばし	多色刷り 三〇〇円	
		一〇〇円	

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第二十六号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同項第二号中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十一条の三中「給料月額」を「その職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」に改める。

第十二条第三項中「五千円とする。ただし、扶養親族である子、父母等のうち二人までについては、それぞれ」を削る。

第十三条の二第二項第一号中「百分の十三」を「百分の十四」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の十一」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の三・五」を「百分の四」に改め、同項第五号中「百分の二・五」を「百分の二・七五」に改める。

第二十一条の二第一項及び第三項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第四イ教育職給料表(二)級別標準職務表一級の項中「~~一級~~、~~二級~~、~~三級~~、~~四級~~、~~五級~~、~~六級~~、~~七級~~、~~八級~~、~~九級~~、~~十級~~、~~十一級~~、~~十二級~~、~~十三級~~、~~十四級~~、~~十五級~~、~~十六級~~、~~十七級~~、~~十八級~~、~~十九級~~、~~二十級~~、~~二十一級~~、~~二十二級~~、~~二十三級~~、~~二十四級~~、~~二十五級~~、~~二十六級~~、~~二十七級~~、~~二十八級~~、~~二十九級~~、~~三十級~~、~~三十一級~~、~~三十二級~~、~~三十三級~~、~~三十四級~~、~~三十五級~~、~~三十六級~~、~~三十七級~~、~~三十八級~~、~~三十九級~~、~~四十級~~、~~四十一級~~、~~四十二級~~、~~四十三級~~、~~四十四級~~、~~四十五級~~、~~四十六級~~、~~四十七級~~、~~四十八級~~、~~四十九級~~、~~五十級~~、~~五十一級~~、~~五十二級~~、~~五十三級~~、~~五十四級~~、~~五十五級~~、~~五十六級~~、~~五十七級~~、~~五十八級~~、~~五十九級~~、~~六十級~~、~~六十一級~~、~~六十二級~~、~~六十三級~~、~~六十四級~~、~~六十五級~~、~~六十六級~~、~~六十七級~~、~~六十八級~~、~~六十九級~~、~~七十級~~、~~七十一級~~、~~七十二級~~、~~七十三級~~、~~七十四級~~、~~七十五級~~、~~七十六級~~、~~七十七級~~、~~七十八級~~、~~七十九級~~、~~八十級~~、~~八十一級~~、~~八十二級~~、~~八十三級~~、~~八十四級~~、~~八十五級~~、~~八十六級~~、~~八十七級~~、~~八十八級~~、~~八十九級~~、~~九十級~~、~~九十一級~~、~~九十二級~~、~~九十三級~~、~~九十四級~~、~~九十五級~~、~~九十六級~~、~~九十七級~~、~~九十八級~~、~~九十九級~~、~~百級~~」を「~~一級~~、~~二級~~、~~三級~~」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(平成二十三年三月三十一日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号)附則第七条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例第十一条の三の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同条の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号)附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

4 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「、第十一条の三」を削り、「第十一条の三及び第二十条第五項中」を「第二十条第五項中」に改める。

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十七号

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同条第二項中「二千八百八十円」を「二千七百九十円」に改める。

第四条第一項中「に対し」を「が人事委員会規則で定める時刻以後に二時間以上業務に従事した場合に」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、三百四十円(事務長の職にある職員にあつては、二百二十円)とする。

第六条第二項第二号中「二千八百八十円」を「二千七百九十円」に改める。

第八条第二項第一号中「六千六百六十円」を「三千円」に改める。

第十条第一項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同条第二項第三号中「千五百円」を「三千円」に改め、同項第四号中「千七百円」を「二千五百円」に改め、同項第五号中「千二百円」を「千五百円」に改める。

第十一条第二項中「勤務一月につき五千円」を「業務に従事した日一日につき、二百円」に改める。

第十二条第一項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第十三条を削る。

第十四条第三項を削り、同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

(福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の十」を「百分の五」に、「百分の六」を「百分の三」に改める。

(福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例(昭和三十五年福岡県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(支給額)

第三条 定時制通信教育手当の月額は、前条の規定により定時制通信教育手当を受け
る者の給料月額に、次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額と
する。

一 校長及び教頭 百分の三

二 夜間の定時制教育に従事する職員 百分の五

三 昼間の定時制教育に従事する職員 百分の三

四 通信教育に従事する職員 百分の三

(福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和四十六年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の八」を「百分の六」に、「百分の十二」を「百分の十」に
、「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分
の二十五」を「百分の二十二」に改め、同条第三項中「百分の四」を「百分の三」に
改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、第一条の規定による改正前
の福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する作業に従事したこと
により支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、
なお従前の例による。

3 施行日から平成二十年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の
福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第四条第二項の規定の適用につ
いては、同項中「三百四十円」とあるのは「五百十円」と、「二百二十円」とあるのは「
三百三十円」とする。

4 施行日から平成二十年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の
福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例第三条の規定の適用については、同
条中「百分の五」とあるのは「百分の七・五」と、「百分の三」とあるのは「百分の
四・五」とする。

5 第三条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条
例第三条の規定の適用については、施行日から平成二十年三月三十一日までの間にお
いては同条第一号中「百分の三」とあるのは「百分の五・五」とし、同条第二号中「
百分の五」とあるのは「百分の七・五」とし、同条第三号及び第四号中「百分の三」
とあるのは「百分の七・五」とし、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一
日までの間においては同条第三号及び第四号中「百分の三」とあるのは「百分の五」
とする。

6 施行日から平成二十年三月三十一日までの間における第四条の規定による改正後の
福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例第二条第二項及び第三項の規定の適
用については、同条第二項中「百分の六」とあるのは「百分の七」と、「百分の十」
とあるのは「百分の十一」と、「百分の十四」とあるのは「百分の十五」と、「百分
の十八」とあるのは「百分の十九」と、「百分の二十二」とあるのは「百分の二十三
・五」とし、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の三・五」とする。

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

7 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡
県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを

一号ずつ繰り上げる。

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十八号

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部
を改正する条例

(福岡県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次の
ように改正する。

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「六、〇二〇人」
を「五、八五二人」に、「四九四人」を「四八一人」に、「三七五人」を「三三九
人」に、「六、八八九人」を「六、六七二人」に改め、同表盲学校、聾学校及び養護
学校の職員の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「一、三
八〇人」を「一、三九三人」に、「五九人」を「六〇人」に、「一、五五六人」を「
一、五七〇人」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部
を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の職員の項中「二二、六七三人」を「二二、七
一人」に、「一、一五一人」を「一、一五七人」に、「三四六人」を「三五二人」
に、「一、二四五人」を「一、二五五人」に、「二五、四一五人」を「二五、四七五
人」に改め、同表養護学校の職員の項中「養護学校」を「特別支援学校」に、「一、
二〇九人」を「一、二六一人」に、「三四人」を「三五五人」に、「六六人」を「六八
人」に、「一、三三一人」を「一、三八七人」に改める。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十九号

福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県教育職員免許状関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第四十七号)の一部を
次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

	手数料を納めなければならない者	金額
一	教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)以下「法」という。第四条第一項の普通免許状の授与を受けようとする者	一件につき 三、三〇〇円
二	第四条の二第一項の特別支援学校の教員の普通免許状の授与を受けた者で、第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加を受けようとするもの	一件につき 三、三〇〇円
三	第四条第一項の特別免許状の授与を受けようとする者	一件につき 三、三〇〇円
四	第四条第一項の臨時免許状の授与を受けようとする者	一件につき 一、七〇〇円
五	第四条の二第一項の特別支援学校の教員の臨時免許状の授与を受けた者で、第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加を受けようとするもの	一件につき 一、七〇〇円
六	第六条第一項の教育職員検定を受けようとする者	一件につき 一、七〇〇円
七	第十五条の規定による免許状の書換えを受けようとする者	一件につき 八七〇円
八	第十五条の規定による免許状の再交付を受けようとする者	一件につき 一、一〇〇円

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

条例

(福岡県公立学校職員の分限に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公立学校職員の分限に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第四十七号

)の一部を次のように改正する。

第二条中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(恩給又は退職年金若しくは退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部改正)

第二条 恩給又は退職年金若しくは退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する

条例(昭和三十二年福岡県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第八号中「学校教育法」を「学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)による改正前の学校教育法」に改める。

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号

)の一部を次のように改正する。

目次中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二百二十条第一項中「教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)」を「教育基本法(平成十八年法律第二十号)」に改める。

第三章第一節第二款の款名を次のように改める。

第二款 特別支援学校

第二百二十一条第一項中「盲者、聾者又は」を「視覚障害者、聴覚障害者」に、「若しくは」を「又は」に、「施し、併せてその欠陥を補うために」を「施すとともに

、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために」に、「盲学校、聾

学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第四条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年福岡県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(福岡県都市公園条例の一部改正)

第五条 福岡県都市公園条例(昭和五十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十備考三及び同表十一備考二中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「前期課程並びに」を「前期課程及び」に、「後期課程並びに」を「後期課程及び」に改める。

(福岡県青少年科学館条例の一部改正)

第六条 福岡県青少年科学館条例(平成元年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表備考一中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「前期課程並びに」を「前期課程及び」に、「後期課程並びに」を「後期課程及び」に改める。

(福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第七条 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成八年福岡県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二備考二、別表第二備考一及び二並びに別表第三備考二中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「前期課程並びに」を「前期課程及び」に、「後期課程並びに」を「後期課程及び」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三条中福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第二百二十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十一号

福岡県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二十一条第六項の規定に基づき、福岡県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 委員会の委員の定数は、六人とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、三回に限り再任されることができる。

4 福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、委員としてふさわしくない非行があつたときその他特別の理由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

(委員長)

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第四条 委員会の庶務は、福岡県警察本部総務部留置管理課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第五条 委員の報酬及び費用弁償については、福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会

が定める。

附則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十二号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条総務部の項第十三号中「留置場」を「留置施設」に改める。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一 警察官 一〇、七〇七人

警視 二六八人

警部 六三二人

警部補及び巡査部長 六、四三五人

巡査 } 警察教養施設において新任者として
教育訓練中の者を含む。 } 三、三七二人

第六条第二項を削る。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三条総務部の項第十三号の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県条例第三十三号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「基き」を「基づき」に、「給料月額」を「その職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」に改める。

第十一条第三項中「五千円とする。ただし、扶養親族である子、父母等のうち二人までについては、それぞれ」を削る。

第十二条の二第二項第一号中「百分の十三」を「百分の十四」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の十一」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の三・五」を「百分の四」に改め、同項第五号中「百分の二・五」を「百分の二・七五」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(平成二十三年三月三十一日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第三十号）附則第七条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例第十条の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同条の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第三十号）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例

第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「、第十条」を削り、「第十条及び第二十条第五項中」を「第二十条第五項中」に改める。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十四号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「留置場看守」を「留置施設看守」に改め、同条第十二号中「整備並びに」を削る。

第四条の表中「月額、日額等の種別」を「日額等の種別」に改め、同表前条第十号に掲げる作業に従事する場合の項中「三千七百五十円」を「六千四百円」に、「二千五百円」を「三千二百円」に改め、同表前条第十二号に掲げる航空機の操縦作業に従事する場合の項中「月額」を「一時相当の額」に、「十一万九千二百円」を「五千五百円」に改め、同表前条第十二号に掲げる航空機の整備作業に従事する場合の項中「前条第十二号に掲げる航空機に搭乗して行う操縦以外の作業に従事する場合の項中」第五号第三項を「第五条第四項」に、「整備作業」を「整備以外の作業」に改め、「三万九千六百円を、その他の者にあつては」を削り、同表前条第十五号に掲げる作業に従事する場合の項中「千円」を「七百三十円」に改める。

第五条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「留置場看守」を「留置施設看守」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「留置場看守」を「留置施設看守」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

警察職員が、第三条第一号に掲げる作業のうち犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十二号第一項に規定する捜査本部又は犯罪捜査共助規則（

昭和三十二年国家公安委員会規則第三号)第二十条第二項に規定する合同捜査本部等における捜査等の作業で、人事委員会が定める心身に著しい負担を与えるものに従事したときは、前条に規定する額に、当該作業一回につき四百十円を加算して支給することができる。

第六条第二項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第二号の改正規定並びに第五条第一項及び第二項の改正規定中「留置場看守」を「留置施設看守」に改める部分は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この条例による改正前の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する作業に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第三十五号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第十五号中「加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行う」を削り、同条第二項の表一の項を次のように改める。

一 運転免許試験	(一) 大型自動車免許	1 道路交通法第	一、八五〇円
----------	-------------	----------	--------

手数料

又は中型自動車免許に係る試験

(二) 普通自動車免許に係る試験

九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二、一〇〇〇円
九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二、一〇〇〇円
九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二、四〇〇円(道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)又は、三、
九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二、一〇〇〇円
九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二、一〇〇〇円
九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二、四〇〇円(道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)又は、三、

(六) 仮運転免許に係る試験	1 道路交通法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定を受ける場合	2 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四、五〇〇円（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合） 七〇〇円	二、〇〇〇円
		1 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	二、〇〇〇円	
(五) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	1 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	2 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二、〇〇〇円	一、六五〇円
		1 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	二、〇五〇円	
(四) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	1 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	2 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二、〇五〇円	一、六五〇円
		1 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	四〇〇円	二、〇〇〇円
(三) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通自動車二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	1 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	2 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二、九五〇円（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合） 六〇〇円	二、〇〇〇円
		1 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	二、〇〇〇円	

八 技能検定員審査手数料	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る道路交通法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	2 道路交通法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、六五〇円
		3 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	三、一〇〇円（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合） 七五〇円
(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1 四、一〇〇円	二、〇、五〇〇円
		2 二、〇、五〇〇円	二、〇、五〇〇円
(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの運転免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	1 二、〇、五〇〇円	二、〇、五〇〇円
		2 二、〇、五〇〇円	二、〇、五〇〇円

第十四条第二項の表一の二の項中「大型自動車仮運転免許」の下に「又は中型自動車仮運転免許」を加え、「二、五五〇円」を「三、九五〇円」に、「三、六五〇円」を「七、六五〇円」に改め、同表二の項中「三、〇〇〇円」を「三、五五〇円」に改め、同表六の項中「二、八〇〇円」を「三、三五〇円」に改め、同表八の項を次のように改める。

第十四条第二項の表一〇の項を次のように改める。

車第一種免許等に係る技能検定員審査 「と。いう。」	
------------------------------	--

一〇 教習指導員 審査手数料	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る道路交通法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	一五、六五〇円
	(二) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	一二、一五〇円
	(三) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	九、五〇〇円
	(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの運転免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	一三、三〇〇円

第十四条第二項の表一一の項中

(四) 道路交通法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	講習一時間について二、四五〇円
(五) 道路交通法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	講習一時間について四、二〇〇円
(六) 道路交通法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	講習一時間について四、一〇〇円
(七) 道路交通法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間について一、二〇〇円
(八) 道路交通法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間について一、三五〇円
(九) 道路交通法第百八条の二第一項第八号の二に掲げる講習	講習一時間について三、四〇〇円

を

第十四条第三項の表を次のように改める。

(四) 道路交通法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習一時間について四、七〇〇円
	2 普通自動車免許に係る講習	講習一時間について二、四五〇円
(五) 道路交通法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	1 大型自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間について四、二〇〇円
	2 普通自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間について四、一〇〇円
(六) 道路交通法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習		講習一時間について一、三五〇円
(七) 道路交通法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習		講習一時間について三、一五〇円
(八) 道路交通法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習		講習一時間について二、二〇〇円
(九) 削除		

改め、同表一五の項を次のように改める。

一五 特定任意高 齢者講習手数料	(一) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対する講習	一、四〇〇円
	(二) (一)に掲げる者以外の者に対する講習	講習一時間について二、五〇〇円

第十四条第三項の表を次のように改める。

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	四、一五〇円
	(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	三、九五〇円
	(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	一、三五〇円

に

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	<p>(四) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査 四、六〇〇円</p> <p>(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 七、〇五〇円</p> <p>(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 六、七五〇円</p> <p>(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二、二五〇円</p> <p>(四) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査 七、九五〇円</p>
三 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項	<p>(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 二、一五〇円</p> <p>(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 一、九〇〇円</p> <p>(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二、一五〇円</p>
四 自動車教習所に関する法令についての知識	<p>(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 二、一五〇円</p> <p>(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 一、九〇〇円</p>
五 技能検定の実施に関する知識	<p>(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 二、二〇〇円</p> <p>(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 一、九五〇円</p>
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	<p>(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 二、二〇〇円</p> <p>(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 二、〇〇〇円</p> <p>(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二、〇五〇円</p> <p>(四) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 二、二〇〇円</p>
特定第一種運転免許に係る技能検定	<p>(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二、〇〇〇円</p>

七 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「運転代行業法」という。）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	<p>(四) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査 三、二〇〇円</p> <p>大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査 二、七五〇円</p>	
<p>備考</p> <p>一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、前項の表八の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三、七五〇円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については九五〇円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については一、〇五〇円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については三、二五〇円を減ずるものとする。</p> <p>二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、前項の表八の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三〇〇円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三〇〇円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三〇〇円を減ずるものとする。</p>	<p>第十四条第四項の表を次のように改める。</p>	
審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額

五 自動車教習所に関する法令についての知識	四 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	から減ずる額
		(二) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	四、四五〇円
		(三) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	四、一〇〇円
		(四) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	一、三五〇円
		(五) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	四、八〇〇円
二 技能教習に必要な教習の技能	三 学科教習に必要な教習の技能	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	一、三〇〇円
		(二) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	一、三五〇円
		(三) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一、三〇〇円
		(四) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二、〇〇〇円
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	一、二五〇円
		(二) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	一、二五〇円
		(三) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一、二五〇円
		(四) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	一、四五〇円

第十六条の二の次に次の一条を加える。 (探偵業開始届出証明書交付等に関する手数料) 第十六条の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を届出	七 道路運送法第二十三条に規定する旅客自動車運送事業及び運転代行業法第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	一、四〇〇円
		(二) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	一、二〇〇円
備考 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、第二項の表一〇の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については三、四五〇円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については九〇〇円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については一、一〇〇円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二、九五〇円を減ずるものとする。 二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、第二項の表一〇の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については一五〇円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については一〇〇円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については五〇円を減ずるものとする。	六 教習指導員として必要な教育についての知識	(三) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一、二五〇円
		(三) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一、一五〇円
七 道路運送法第二十三条に規定する旅客自動車運送事業及び運転代行業法第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	六 教習指導員として必要な教育についての知識	(三) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一、一五〇円
		(三) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	二、七五〇円

又は申請のときに納付しなければならない。

一 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号。以下「探偵業法」という。）第四条第三項の規定による探偵業法第四条第一項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者 探偵業開始届出証明書交付手数料

二 探偵業法第四条第三項の規定による探偵業法第四条第二項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者 探偵業変更届出証明書交付手数料

三 探偵業法第四条第三項の規定による届出があったことを証する書面の再交付を受けようとする者 探偵業届出証明書再交付手数料

2 前項の手数料の額は、次の表の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

手数料の種別	手数料の額
一 探偵業開始届出証明書交付手数料	三、六〇〇円
二 探偵業変更届出証明書交付手数料	一、五〇〇円
三 探偵業届出証明書再交付手数料	一、〇〇〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例中第十六条の二の次に一条を加える改正規定及び附則第三項の規定は平成十九年六月一日から、第十四条の改正規定は同月二日から施行する。
（経過措置）

2 道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第十四条に規定する者に対するこの条例による改正後の福岡県警察関係手数料条例第十四条第二項の規定の適用については、同項の表二の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）第四条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同項の表一・二の項の（二）の1中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。

（福岡県領収証紙条例の一部改正）

3 福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三十四号中「及び第十六条の二第二項」を「、第十六条の二第二項及び第十六条の三第一項」に改める。

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第三十六号

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

福岡県議会委員会条例（昭和三十一年福岡県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の但し書を加える。

但し、閉会中においては、議長が委員を選任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)